

要 望 書

(総務大臣ほか) 様

平成25年6月19日

地上デジタル放送普及対策検討会

会長（沖縄県企画部情報政策課長）安里 徳康

地上デジタル放送完全移行後の対策等の継続について

第1 提言・要望の要旨

昨年3月末までに被災3県を含む全都道府県において、地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行した。

全国の地デジ完全移行後においても、国や放送事業者等によるデジタル難視対策は着実に実施されているものの、暫定衛星対策地区の恒久的対策の早期実施など、課題は残されており、国及び放送事業者は、その責任と負担において、全ての世帯において地上デジタル放送の視聴が可能となるまで、地域の実態に応じたきめ細かな対策に引き続き取り組む必要がある。また、被災3県においては、被災地特有の課題が残されており、今後とも必要な対策が確実に実施される必要がある。

さらに、暫定的衛星放送やケーブルテレビにおけるデジアナ変換の暫定対策の終了まで2年を切ることから、これまで以上にデジタル難視対策の取組みを強化していく必要がある。

第2 提言・要望の具体的内容

平成23年7月24日の地上デジタル放送への完全移行(被災3県を除く。)から約2年が経過し、国においては、難視地区対策の推進や地デジチューナーの安定的な供給など関係機関と連携しながらの様々な取組とともに補助制度運用の拡充などの速やかな対応が進められたところである。

このような取組の結果、大きな混乱等もなく地上アナログ放送の停波は完了したものの、新たな難視及びデジタル混信等のデジタル難視対策を要する世帯は、平成25年3月末現在、全国で80,259世帯となっており、現在も課題が残されている。

このようなことから、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国及び放送事業者は、情報通信審議会からの答申(平成24年7月25日情通審第58号)を踏まえ、全ての世帯において地上デジタル放送の視聴が可能となるまで、地元自治体をはじめ関係者との連携を更に深め、自らの責任と負担において、平成26年度までのできるだけ早い時期に地域の地上デジタル放送を視聴できるよう、次の事項に引き続き全力で取り組むこと、また、4k・8k等のいわゆる次世代テレビによる放送サービスの高度化のために送信基盤の整備を推進する場合には、現在、課題となっている地上デジタル放送の恒久対策を責任もって完了させることを強く要望する。

I 完全移行後の対策について

1) 相談体制等の継続について

- 各都道府県に設置されているデジサポについては、先に移行した都道府県において、相談等の受付件数が減少したことなどから、平成24年2月に窓口を集約し、その後においても、6県のデジサポを閉所したところであるが、今後、各地のデジサポやコールセンターについて、全国一律に廃止・縮小を進めることなく、それぞれの地域の実情を踏まえたきめ細やかな対応が可能となるよう、必要な人員や機能性を確保すること。
- また、都道府県のデジサポを廃止する場合にあっては、以後の地デジに関する相談窓口を明確化し、周知するなど、安易に地元自治体に負担を転嫁することがないよう配慮すること。

2) チューナー支援について

- 全ての対象世帯（障がい者世帯、被災3県のNHK放送受信料全額免除世帯及び市町村民税非課税世帯）に対し、確実な給付が行われるよう、支援完了まで低所得世帯向けチューナー支援を継続すること。また、ケーブルテレビのデジアナ変換により、支援の申込みを行わなかった世帯に対する、デジアナ変換終了後も含めた措置を検討すること。
- 総務省地デジチューナー支援実施センターについては、支援を受けた世帯への対応を含め、当分の間、必要な人員及び回線数等相談体制の確保を図ること。
- 緊急対応により無償貸与した地デジチューナーの返却については、地元自治体への負担とならないよう国等が責任をもって回収すること。

3) 暫定衛星対策の地上系恒久対策の早期実施について

- 地デジ難視対策衛星放送終了までに実施する地上テレビ放送への移行については、速やかに暫定的・緊急避難的措置からの移行を図るため、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に整備の時期や対策手法を明らかにし、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること。また、本来は国及び放送事業者の責務により移行すべきであることから、対策手法は可能な限り、中継局によること。
また、今後、恒久対策を進めることが必要な地域は、世帯数が少ない地区あるいは受信地点や伝送路確保が困難な地区など、これまで対策を行った地域と比べると条件が厳しい地域が多くなることから、国や放送事業者は、自らの責任において対応し、安易に自治体に住民対応等や責任を転嫁しないこと。
- インターネット接続サービスとあわせて提供される放送サービスによる難視対策を推進するため、国において、当該放送サービスエリア拡大等の支援を検討すること。
- 対策を進めるに当たっては、各難視地域の住民や地方公共団体に対して、適時適切に正確な説明及び情報提供をすること。
- 地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討し、対策を講じること。
- 費用負担等の理由から恒久対策を辞退し「対策不要」として整理されている世帯に対して、国の支援が終了する前に再度意思確認を行い、恒久対策を確実に完了し、また、国の支援終了後に

地元自治体に負担を求めることがないようにすること。

4) 恒久的対策のための施設の新設、維持管理等に対する支援について

- 新たな難視地区や暫定的な衛星利用による対策地区において、共聴施設整備などの恒久的対策の住民の自己負担が 35,000 円 (NHK 助成を受ける場合は 7,000 円) を超える費用については、国又は放送事業者が負担するなど助成制度を拡充し、特に、世帯数が少ない地区において過重となっている住民負担の軽減を図ること。
- 地上デジタル放送移行の難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビ網を整備するに至った市町村に対しては、整備後の管理・運営及び機器の更新に要する経費について、地方財政措置を講じること。
- 共聴施設の新設やケーブルテレビへの移行など、地上デジタル放送対応後に新たに必要となる維持管理費について、住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を検討すること。また、維持管理費を地元自治体が支援する場合にあっては、地方財政措置を講じること。
- 共聴施設やケーブルテレビ網の整備に伴い電柱共架料が必要となる場合には、関係省庁と連携し、電力会社等に共架料の免除・軽減措置を講じるよう働きかけるとともに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に免除・減免等の規定を追加すること。
- 新たな難視地区の対策等として、都道府県や市町村が共聴施設の新設などに対して負担した経費について、国は電波利用料財源の活用などにより、地方公共団体がこれまでに負担した経費等に対して財政支援措置を講じること。
- 国の辺地共聴施設整備事業については、自営柱の設置要件や伝送路共架料負担等補助対象が交付開始当初より拡充されているが、結果的に、補助拡充前に恒久的対策を行った地区と後発の地区との間で補助対象の差異による負担額の不均衡が生じてしまっており、当該不均衡に対して地域住民から不満が上がっていることから、国及び放送事業者の負担と責任において、こうした不均衡を解消するための財政支援措置等を講じることができないか検討すること。

5) ケーブルテレビによるデジアナ変換終了に係る対応等について

- ケーブルテレビのデジアナ変換 (平成 27 年 3 月まで) によりアナログテレビで視聴している世帯に対しては、デジアナ変換終了時に混乱をきたすことのないよう、国はケーブルテレビ事業者等と連携し、デジアナ変換により視聴している世帯の実態把握に努め、デジアナ変換終了までの対策のスケジュールを明らかにし、早い段階から十分な周知広報活動を行うとともに、期限までの地デジ対応を積極的に促すこと。
- なお、ケーブルテレビ事業者に対しては、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入等により、より低廉な利用料となるようケーブルテレビ事業者を支援するとともに、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟をはじめ事業者に対し強く働きかけ、その実現を図ること。

6) 送信点移転及びリパックに伴う対応について

- 関東地区において、東京タワーから東京スカイツリーへの送信点の移転に伴って新たな受信障害等が発生した場合は、原因者に対する対策実施の働きかけを行うなど適切な対応を行うとともに、受信障害対策への助成制度や受信障害が解消されたために個別受信対応となった経済的弱者に対する支援を実施すること。

また、住民周知や問い合わせ窓口の設置等については、放送事業者の責任において実施し、国が適切に指導すること。

- 中継局のチャンネル変更（リパック）に伴い影響を受ける地域については、国及び放送事業者の責任において、その対応に関する必要な周知広報を行うこと。また、リパックに伴い、自治体所有の共聴施設の改修が必要となった場合の支援スキームを早急に示すとともに、事前の調査設計等に係る経費も含め、自治体の負担が発生しないようにすること。

7) デジタル中継局の整備促進について

- 難視対策用中継局で、やむを得ずアナログ停波後の整備となったものについては、地デジ難視対策衛星放送終了までの受信側対策の実施に要する期間を考慮し、可能な限り整備の前倒しを行うこと。
- 難視対策用中継局整備後は、受信状況調査を行い、難視世帯が残る場合は、共聴施設新設等の対策を講じること。

8) アナログ放送中継局、受信障害対策施設等の撤去について

- アナログ放送中継局のうち放送事業者が経営的な問題から自力では整備することができない中継局について、市町村が国の支援制度を活用して整備し、維持してきたが、アナログ放送停波に伴い撤去する必要があることから、アナログ放送中継局の撤去に関する支援制度を創設すること。
- デジタル化に伴い受信障害が解消した場合の受信障害対策施設の撤去について、対応の指針等を早急に示すこと。また、デジタル化又はケーブルテレビ等への移行により不要となる辺地共聴施設の撤去費用に対する支援を行うこと。
- 所有者不明の受信障害対策施設の撤去等について対応の指針等を示すこと。また、やむを得ず自治体が撤去しなければならなくなった場合、撤去費用の支援を行うこと。

9) 外国波の混信対策について

- 外国波の影響による混信については、政府間で責任をもって調整し、今後の具体的な方針を示すこと。

10) フェージング対策について

- 春先から秋にかけて、海上電波を受信している離島や沿岸部では、フェージングのため安定したテレビ視聴ができず、放送事業者も対応に苦慮していることから、国において、その解決に向けた検討を行うこと。

Ⅱ 被災3県（岩手、宮城、福島）の対策について

1) 地域事情に配慮した手厚い支援体制等の確保について

- 岩手県、宮城県及び福島県においては、東日本大震災の影響により一部地域でデジタル難視対策が遅れていること、さらに、今後被災者の高台等への移転が進んでいく中で、移転先において難視が発生することが想定されることから、地域の実態に応じて相談体制を継続するなど、必要な対策が確実に実施されるよう手厚い支援を実施すること。

2) 東日本大震災の被災地に対する特別な対策の実施について

- 岩手県、宮城県及び福島県においては、東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの住民が長期の避難を余儀なくされている。このような状況を鑑み、避難している住民が震災前に生活していた場所に戻ることができるようになるまで、各種支援・補助金等を継続すること。
- 住民が、東日本大震災に起因して住居を地上デジタル放送が受信できない高台等に移転した場合に、受信環境整備に係る必要な経費については、集団移転事業等のほか自主的に移転する住民も含め、国費で負担すること。

Ⅲ その他の取組について

1) 悪質商法等対策について

- 「地デジ詐欺」などの悪質商法・詐欺事象などの事案に対して、関係機関との連絡体制をより密にし、ホームページやパンフレットのほか、テレビスポット等を活用した注意喚起を引き続き行うとともに、情報の共有・提供を図り、被害の発生・拡大の防止に向けた取組を強化すること。

2) 廃棄物・リサイクル対策について

- 不法投棄防止や環境汚染対策の観点から、ケーブルテレビにおけるアナログ変換の暫定対策の終了期限が近づいたが、アナログテレビ受像器の廃棄の増加が想定されるため、アナログ受信機を廃棄する場合には、適正に処理する必要があることについて、改めて注意喚起を行うなど、関係機関等との連携をより密にし、十分な周知を行い、廃棄・リサイクル対策の取組を強化すること。
- また、社会問題化している回収業者による違法管理、不法投棄等の事案に関しては、関係業界への周知徹底及び取締強化等の対策を講じること。

3) 地デジ音声の受信が可能な機器及び操作が容易な機器等の開発について

- 地デジ化によりラジオでテレビ音声を聞くことができなくなったことから、視覚障がい者等向けに、操作が容易で、かつ携帯性に優れた機器等の開発、販売について、引き続きメーカーサイドに働きかけるとともに、国として機器等開発の支援や現行のチューナー支援制度の制度拡充などを行うことにより利用者の負担軽減に取り組むこと。若しくは、その代替となる手法について早急に実現すること。
- 地デジ化によりデータ放送等の機能が追加されたことによってリモコンのボタンが増え画面遷移も複雑になっている等、特に視覚障がい者や高齢者にとって操作が難しくなっていることから、視覚障がい者等にとって利用しやすい機器に改善するようメーカーサイドに働きかけること。

4) 地上デジタル放送の移行に関する積極的な周知広報について

- 地デジ政策に対する国民の理解を深めるため、アナログ放送の停波に伴い生じた空き周波数の有効利用を進めるとともに、「電波の空き領域を活用した新たなサービス」や「地上デジタル放送による新たなサービス」について、積極的な周知広報に努めること。
- 「電波の空き領域を活用した新たなサービス」の開始に当たっては、既存サービスに対して影響を及ぼさないよう対策を講じること。また、事前に十分な送信試験等を行い、万が一、受信障害が発生する場合には、国が率先して新たなサービスの実施事業者と連携し、周知及び対策を実施すること。